

「自然の権利」

基金



vol.84 2019年10月1日

事件報告 亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟

事件報告 奄美嘉徳海岸ウミガメ訴訟

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

事務局より

事件報告 「亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟」のその後の状況

第1 概要

前回、2018年6月号で報告させていただいている表記事件は、①土地区画整理事業認可取消訴訟、②都市計画公園事業認可取消訴訟、③京都府に対する公金支出差止住民訴訟、④亀岡市に対する公金支出差止住民訴訟、の4つの裁判がすすめられてきました。

2016年8月に、都市計画公園用地での建設はアユモドキの生息に対する影響が懸念されるとした京都府環境保全専門家会議の座長提言を受けて、区画整理事業用地に変更されたため、②訴訟は目的を達したとして取下げました。

第2 区画整理事業認可取消訴訟

浸水常襲地で、遊水地の役割を果たしてきた農地を市街化調整区域から市街化区域に変更して水害の危険を増大させたことの違法性を問う①訴訟は、原告らの尋問を経て本年7月6日に結審し、11月19日に判決言渡し予定です。①訴訟の争点は、都市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」（同施行令8条2号）として市街化調整区域に

してきた地域を、市街化区域に変更して認可を受けたことの違法性です。前段となる原告適格の争点については4メートルの盛土により、原告ら居住地の水位が高まり、水害の範囲が拡大することを国土問題研究会調査団の報告書等で、立証できたものと確信しています。

第3 住民訴訟京都地裁判決（控訴）について

1 2017年8月31日には京都府知事に対し、147億円（用地所得13.7億円、設計費3.3億円、建設工事費140億円）の公金支出差止めを求めて、住民訴訟を提訴しました（③訴訟）。

また、同年9月20日には、亀岡市長に対しても、用地取得費20億円の公金支出差止めを求めて、住民訴訟を提訴しました（④訴訟）。

2 住民訴訟の第1の争点は、巨額の公金支出に経済的合理性がなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条項に反し違法であるか否かです。

府の試算は、費用便益計算（便益／費用）を約1.5としていますが、都市公園などの非市場財に用いる旅行費用法の基準を、プロスポーツの観戦のためのサッカー専用スタジアムに用いること自体

が不適切です。仮に、旅行費用法を用いるとしても、観客動員数予測を過大評価し、他方で、交通対策費用、アユモドキ保全のための地下水対策費用や計画変更に伴う道路整備費用などの外部経済のマイナス面を全く考慮していません。そして、これらを考慮すると費用便益は大幅に1を下回り、経済的合理性がないことを、亀岡まちづくり研究会の試算や、只友景士龍谷大学政策学部教授の2度の意見書により、詳細に主張・立証してきました。ところが、京都地裁は尋問申請を却下し、被告の反論も不要として結審して、8月26日の判決に至りました。

判決は、原告側の試算を何ら検討することもなく、行政の裁量権を極めて広く認めて、裁量の逸脱・濫用はないとしましたが、裁量権についての考え方を誤ったものであるとともに、審理不尽でもあるとして、控訴しています。

3 もう一つの争点は、土地区画整理事業の取消訴訟では、原告適格の問題で俎上に載せられなかったアユモドキの生育への悪影響です。アユモドキは文化財保護法に基づく天然記念物、種の保存法に基づく国内希少動植物種、京都府絶滅のおそれのある野生生物保護条例に基づく指定稀少野生動植物種ですが、文化庁長官の許可も環境大臣の同意も得ることなく、本件整備事業による地下水への影響により、アユモドキの生育が脅かされており、文化財の毀損として、文化財保護法等に違反

することを主張・立証してきました。

しかしながら、判決は、アユモドキの生育が脅かされていることが立証されていないとして棄却しています。この点についても、不十分なアセスメントの責任を事実上不可能な住民側の立証責任に転化しており、不当判決と言わざるを得ません。

4 京都地裁の場合、行政事件は第3民事部合議係に配属されますが、裁判長が昨年10月に交替し、他事件も含め審理を簡略化する方向での強引な訴訟指揮を行っていることへの対応も課題です。

5 残念ながら、スタジアム建設工事は2018年春に着工され、当初の計画からは大幅に遅れているものの、2020年完工を目指して進行しています。

舞台は大阪高裁にうつりますが、スタジアムが完成したとしても住民訴訟は続きますので、引き続き、ご支援をお願いします。

また、詳細は亀岡駅北開発・スタジアム関連訴訟を支える会のHP <https://ekikita.org/> もご覧下さい。

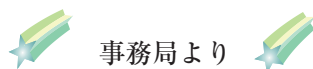
文：亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟弁護団
弁護士 飯田昭

写真：亀岡駅北開発・スタジアム関連訴訟を支える会のHPより抜粋



この訴訟で水害拡大を防ぐ、アユモドキも守る。

京都スタジアム関連の"亀岡駅北開発訴訟"に、みんなの力をかしてください。



事務局より

気持ちのいい秋風が吹き渡るころとなりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

7月～8月にかけて訴訟援助などで関わっている弁護団の皆様にはチラシ同封のお願いをしたところ、たくさん引き受けてくださいました。ありがとうございます。おかげさまで、チラシ経由で寄付金をお送りくださったり、中には入会をしてくださった方もいらっしゃり、本当に感謝しております。また、前回と同様に今回も、今年度会費がまだの方には払込用紙を同封しております。どうぞ継続くださいますようお願い申し上げます。

命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。前々回から「鳥インフルエンザ騒動に思う」シリーズを書いていただいております。

鳥インフルエンザ騒動に思う ③ 地域の人や自然と共存させてもらえる養鶏

福津農園の「自然に学ぶ農」は、地域の多様で豊かな生態系の中に共存させてもらえる農法技術を旨とする。農園内のエネルギー・物質・命の循環の要として養鶏を取り入れている。循環システムは農を永続させるのに必須である。好循環の先に鳥インフルエンザウィルスと共存共生する健康で幸福な鶏がいる。

共存共生のための養鶏の心構えを列記してみる。【今号は(1)～(5)を掲載します】

- (1) 現存するものを否定したり排除しない。
- (2) 殺生命剤は使用しない。
- (3) 鶏の幸福
- (4) 鶏が本来の行動をとれる飼い方
- (5) 食事
- (6) 臭わない鶏舎
- (7) 持続可能な地域社会の文化としての養鶏

(1) 現存するものを否定したり排除しない。

有害と言われる虫や微生物も、適度に抑制し共存する農法や技術作業を心がける。鳥インフルエンザも然り。

(2) 殺生命剤は使用しない。

医薬品と言えども使用しない。35年使わずに大過なし。免疫力を高める飼育法に重点を置く。鳥インフルエンザ対策として行政が無料配布した消石灰も不使用。意に反して置いていかれた消石灰の行き場がなくて困っている。

(3) 鶏の幸福

鶏本来の行動をとれる飼育環境が鶏の病虫害を防ぎ、ストレスが無く健康を保つ。それが鶏の幸福延いては人の幸福につながる。卵も肉も美味！元気で幸せそうな鶏との交流は農家にとっても心の糧となる。

(4) 鶏が本来の行動をとれる飼い方

一夫多妻の数十羽の社会的集団生活。きれいな空気、太陽光、土砂、腐植等の健やかに生きる条件を満たす土床金網四面開放鶏舎に落ち葉等を敷き詰める。鋭い嘴でつついて食べる食事。大根、瓜類、葉菜はもちろん多くの草も根や土付きで丸ごと与える。高栄養美味な食べ物（小動物や人間の残飯等）を見つけると必ず起こる鶏走り（獲物をくわえて1羽が走り出すと一斉に他の鶏が追いかける）ができる広さと餌やりを心がけている。鶏走りは見るからに基礎体力がつきそう。日光浴や土砂浴びは単なる保養ではなく、病虫害防除にも必要である。

(5) 食事

主食は手作り、微生物の力を借りて新鮮。

米糠を主原料にこうりゃんや地域のくず米などを加え、自家育成菌群による発酵飼料を毎日手作りする。消化を良くするだけでなく、食欲をそそる風味と栄養価が向上する。年中農園内を埋め尽くす緑の草や有機野菜を緑餌にする。新鮮・タプリーがモットー。こうした食は共生菌を増やしかつ解毒効果も高い。

水は人も利用している沢水。カルキはゼロ。この水を守るために就農間もない頃ゴルフ場開発計画に百姓生命をかけて反対運動し、阻止した経緯のある水だ。地域の人も生で飲むこの水を「殺菌して鶏に与えて下さい」と行政マンに言われ苦笑した水である。

野に放った鶏の食行動に多くを学んだ食事である。

◆次号の連載は、共存共生のための養鶏の心構え(6)～(7)について掲載いたします。

福津農園 松沢政満

事件報告 奄美嘉徳海岸ウミガメ事件現地進行協議

2019年8月30日、奄美嘉徳浜ウミガメ事件の現地進行協議期日（裁判官が実際に現地を訪れ、確認するための期日）が実施されました。

弁護団では前日29日に、当日の進行を確認するため入念にリハーサルを行いました。私は弁護団に途中から加わったため、嘉徳浜を見るのはこの時が初めてでしたが、嘉徳浜は「ジュラシック・ビーチ」の名に相応しく、手つかずの自然が残る美しい秘境でした。日本有数のウミガメの産卵地であるということや、絶滅危惧種に指定されるオサガメが上陸し産卵した日本でただ一つの浜であるということも納得できました。また、山頂から見る全景は格別で、嘉徳浜の背後に鎮座する深い森、その森から溢れ嘉徳浜を割って緩やかに流れていく川の水の流れ、嘉徳浜へ打ち寄せる白波を見ていると、太古の昔からの自然の営みに畏れを感じるとともに、特別な場所へ導かれたという感覚を覚えました。



山頂からの全景

県が防災のため設置しようとしている護岸は、総延長180メートル、高さは6.5メートルという巨大なコンクリート製の構造物です。本件護岸工事により、大量の砂が掘削され、一方では護岸の背後に大量の砂や土を投入することになり、現状の砂浜の状況は激変することになります。

今回の現地進行協議期日では、鹿児島地裁から合議体の裁判官と書記官、鹿児島県職員及び県の代理人、原告と私たち弁護団、地元の方々や報道各社で約40名～50名が嘉徳浜へ集合しました。その上で、弁護団から嘉徳浜の基本構造について説明することから期日を開始しました。嘉徳浜の基本構造とは、嘉徳浜の背後にある森の中から流れてくる嘉徳川が嘉徳浜に流れ込み陸生の砂が運ばれること、その砂の堆積により海中にサンドバーと呼ばれる砂が生じること、そのサンドバーが波のエネルギーを上手く減退させることです。反対に海中にサンドバーが形成されない状態では、波はエネルギーを維持したまま嘉徳浜へ打ち寄せることになり、砂浜の砂も沖へ持っていられるため台風などの際に浸食が生じやすくなります。現在は砂浜が回復しサンドバーの形成により遠浅の状態にあることを示すため、原告や現地のサーファーが海中に入り沖まで歩いて行って見せるというデモンストレーションも行いました。いかに遠浅の状態が維持されているかを裁判官3名に確認してもらうことができました。加えて、アダンの木を見せながら、アダンが防砂防風効果を持ち、天然の護岸としての役割を担えることを説明しました。続いて、県からは、2014年の台風では墓地の際まで波が上がってきたことと、本件護岸の説明が行われました。その後、弁護団からは、本件護岸の規模の巨大さ、現在嘉徳浜には分かっているだけでも8カ所のウミガメが産卵しており、本件護岸がウミガメの産卵場所の上に設置されようとし



嘉徳浜の基本構造についての説明



現地のサーファーによるデモンストレーション

ていることを説明しました。最後は、嘉徳の全景を見渡せる山頂へ移動し、そこで期日は終了となりました。2時間半に亘る期日において、裁判官3名には、嘉徳の素晴らしさとそこへ設置されようとする護岸の具体的なイメージを持っていただいたと思います。

原告のお一人が、「ここに護岸が出来てしまえば嘉徳はただの限界集落になる」と仰いました。嘉徳は、空港から車で2時間以上もかかる場所です。見るべき自然がなくなればここを訪れる人はいなくなるでしょう。悠久の昔から形成され育まれてきた場所を破壊するのはいとも容易く一瞬です。護岸が出来れば浜は二度と元へは戻りません。前世代から預かった大切な自然を将来世代へ手渡すことは私たちの使命です。これからの裁判や運動を通じて、美しい嘉徳を守ることが出来るように様々な可能性を探り、力を尽くしたいと思います。



裁判官に予定されている護岸の規模を説明している様子

奄美嘉徳海岸ウミガメ訴訟弁護団 弁護士 山本美愛



マミー's'日記



都市菜園

最近、夫が見つめてきた都内のビルの屋上菜園の作業に参加しています。決して大きくはない屋上スペースいっぱいには、いちご、ブルーベリー、ぶどうや柑橘類などの果物から、じゃがいも、ニラ、ネギ、トマト、えだまめなどの野菜、レモンバームやミントなどのハーブなどが少しずつ、けれど沢山の種類が植えられています。いや、ハーブは植えられているというよりはほぼ自然増殖というか。

畑はせいぜい20センチほどの深さの土壌しかないのですが、よくこれだけ育つなあ、と感心します。この間は土を囲っている木枠沿いに生えている雑草を抜こうとしたら、ダンゴムシが数十匹「ビッシリ」へばりついているのを発見。とても気持ち悪いのですが、ある意味その生命力に感動しました。



とれた！



レモンバームとえだまめ

農作業のあとは、そこでとれたものも使いながら（足りないものは買い足して）、ボランティアの方々が用意してくださる料理と飲み物を囲みます。食事はこの間初めて参加したのですが、とれたトマトとブルーベリーそのまま、胡瓜とキャベツの酢の和え物、野菜たっぷりの焼きそば、豪快に焼いたブロック肉、有機栽培やコミュニティの人たちが協力しあって作ったお酒やジュースなどなどなど。お天気もよかったので、仕事（いや、大したことはしてないのですが。。）の後の至福の時間でした。

家に帰ってからは、いただいたレモンバームやミントの葉っぱをグラスに入れ、炭酸水を注いで、かんたんモヒートもどきで涼を楽しみました。豊かな時間に感謝です。

文・写真 田宮代子

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

19年6月28日、みなかみ水力電気株式会社を設立した。有限会社建築工房無有、株式会社測設、日本発電株式会社の3者で同数株式を取得した。特筆すべきは地元優先株式として、普通株式の1.5倍と2倍の配当をうたった2種類の株式の発行を可能にしたことである。具体的に地元にお金が落ちる仕組みにした。

発電施設の候補を一級河川の特定期域に絞って事前調査を始めた。県担当課、森林管理署、町担当課、地元金融機関、漁協、地元地区住民、地権者等との打ち合わせ及び折衝はすでに50回を超えたが、みな好意的だ。特に地元地区は、期待を持って協力してくれている。9月16日は地区説明会を開催した。10月に予定している長野県の発電所（今回計画しているのとはほぼ同規模）視察に地区住民も何名か同行してくれる。町関係者も複数人参加予定だ。

取水計画河川を視察をした漁協役員は「ここには魚がないんだよね」と、釣り人の顔を見せた。また、金融機関は、「みなかみ地域エネルギー」の会員だった2支店長が、本店で審査部長と業務部長として「ようやく始まりますか」と満面の笑みで迎えてくれた。



機器材選定のための水質検査

(文・写真) 有限会社建築工房無有 河合純男

期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月13日 13:30~ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 広島高等裁判所

11月8日 14:00

【天ヶ瀬ダム再開発事業差止事件】 京都地方裁判所

9月17日 10:30~ 弁論準備

【福井原発訴訟】 大津地方裁判所

9月10日 14:30 口頭弁論

12月10日 14:30 口頭弁論

2020年3月10日 13:10 口頭弁論

【第3次沖縄命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

9月17日 13:10 口頭弁論

【亀岡駅北開発&スタジアム問題】

・住民訴訟：請求棄却→控訴 期日未定（大阪高裁）

・取消訴訟：11月19日 13:10 判決（京都地裁）

【有明】

・小長井・大浦漁業再生（最高裁）
2019年6月26日 上告棄却

・開門阻止（最高裁）
2019年6月26日 上告棄却

・小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕（長崎地方裁判所）
9月24日 14:00~ 口頭弁論

・請求異議訴訟（最高裁）
9月13日 15:00~ 判決期日

・開門差止仮処分（保全抗告）
※保全抗告の取り下げによって終了

【馬毛島】

・損害賠償請求事件（鹿児島地方裁判所）
9月18日 10:00~ 判決言い渡し

・復旧命令義務付請求訴訟（最高裁）
2019年6月10日上告状兼上告受理申立。
現在最高裁において審理中。

Fund for
the Rights
of Nature

「自然の権利」基金

ひとつの地球！

ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.84

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennokenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ) シゼンノケンリキキン